

板倉町空き家除却補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、板倉町内に存在する老朽化した空き家の除却を促進し、生活環境の保全及び地域の安全確保を図るため、空き家の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において板倉町空き家除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、板倉町補助金等の交付に関する規則（平成22年板倉町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する居住の用に供されていた一戸建ての専用住宅又は併用住宅で、現に居住又はその他の用に供されていないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家の登記事項証明書に所有者として記載されている個人をいう。ただし、当該空き家が未登記である場合は、固定資産税課税台帳に所有者として記載されている個人をいう。

(補助対象となる空き家)

第3条 補助対象となる空き家は、町内に存する昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けて建築された建物とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人とする。ただし、補助対象空き家の所有者等が複数いる場合は、その代表者1名を補助対象者とする。

- (1) 補助対象空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者
- (2) 前号に規定する者が死亡している場合は、その者の法定相続人
- (3) 前2号に準ずる者として町長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としな

- (1) 補助対象空き家が複数人の共有又は相続財産である場合で、補助対象空き家の共有者全員又は相続人全員から当該空き家の除却についての同意を得られないもの。ただ

し、やむを得ない事情により同意を得られない場合において、補助金の交付を受けようとする者が空き家の除却に係る誓約書を提出できる場合についてはこの限りでない。

- (2) 町税等の滞納がある者
- (3) 板倉町暴力団排除条例(平成24年板倉町条例第16号)に規定する暴力団員である者
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者
- (5) その他町長が不相当と認める者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 補助対象となる空き家の全てを取り壊す工事であること。
- (2) 解体工事を施工することができる建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項の登録を受けた事業者が請け負う工事。
- (3) 第10条の規定による交付決定通知書の通知の日以降に契約し、着手した工事であること。
- (4) 第10条の規定による交付決定通知書の通知の日の属する年度内に終了する工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事に要する費用とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する費用は、補助対象経費としない。

- (1) 空き家の一部のみを除却する工事の費用
- (2) 門扉、塀、物置、浄化槽、機械、車両、家財道具、立木の撤去、運搬及び処分に要する費用
- (3) 公共事業による移転等の補償対象となっている空き家の除却に係る費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、空き家の除却に要する経費の2分の1以内とし、限度額は20万円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てたものとする。

(事前相談)

第8条 補助対象者は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、板倉町空き家除却補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の位置図及び現況写真
- (2) 補助対象工事に要する費用に係る見積書又は明細書の写し
- (3) 当該空き家の登記事項証明書(未登記の場合は、現年度の補助対象となる空き家の固定資産評価証明書の写し等)
- (4) 申請者が板倉町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約する暴力団排除に関する誓約書並びに承諾書(別記様式第2号)
- (5) 共有に係る空き家の場合は、補助対象空き家の共有者全員の空き家の除却に係る同意書(別記様式第3号。以下「同意書」という。)
- (6) 遺産分割前の共有遺産に係る空き家の場合は、補助対象空き家の相続人全員の同意書
- (7) 当該空き家の所有者等から当該空き家の除却について同意を得た者が申請者である場合は、同意書及び公的機関が発行する顔写真付きの本人証明書の写し
- (8) 当該空き家の所有者等の相続人から当該空き家の除却について同意を得た者が申請者である場合は、同意書、戸籍謄本及び公的機関が発行する顔写真付きの本人証明書の写し
- (9) 当該空き家の共有者全員又は相続人全員から当該空き家の除却について、やむを得ない事情により同意を得られない場合は、同意書に代わる書類として空き家の除却に係る誓約書(別記様式第4号)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類のうち、町長が必要でないとして認められたものについては、その添付を省略することができる。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、現地調査を行い、その内容を審査し補助金交付の可否を決定し、その旨を板倉町空き家除却補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする際に、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第11条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定の内容を変更するときは、速やかに板倉町空き家除却補助金交付変更申請書(別記様式第6号)に変更の内容を確認できる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した補助金の額等の変更を決定したときは、板倉町空き家除却補助金交付変更承認決定通知書(別記様式第7号)により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき

(2) 交付決定の条件に違反したとき

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、板倉町空き家除却補助金交付取消通知書(別記様式第8号)により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

(補助対象工事の中止)

第13条 交付決定者は、交付決定後、空き家の除却工事を中止する必要がある場合は、板倉町空き家除却補助金工事中止届(別記様式第9号)に、第10条第1項の規定により通知された板倉町空き家除却補助金交付決定通知書を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第11条第1項の規定により申請内容を変更したときは、同条第2項に規定する板倉町空き家除却補助金交付変更承認決定通知書を板倉町空き家除却補助金交付決定通知書に代わり町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の中止届の提出があったときは、交付決定を取り消し、前条第2項の板倉町空き家除却補助金交付取消通知書により、交付決定を受けた者に対し通知するものとする。

(補助対象工事完了報告)

第14条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事が完了した日から起算して1月を経過した日又は交付決定を受けた日が属する年度の1月末日のいずれ

か早い日までに、板倉町空き家除却補助金工事完了報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事に要する費用に係る領収書等の写し
- (3) 補助対象工事の着手前と完了後の写真
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票(E票)の写し
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第15条第1項の規定による建築物除却届の写し
- (6) 補助対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に該当する解体工事である場合は、同法第10条第1項による届出を行ったことを証する書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第15条 町長は、板倉町空き家除却補助金工事完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、板倉町空き家除却補助金額確定通知書(別記様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、板倉町空き家除却補助金請求書(別記様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、第16条の規定により補助金の交付した後、補助金の交付を受けた者がこの要綱に違反し、補助金の交付を受けたことが認められた場合、補助金の返還を求めるものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、板倉町空き家除却補助金返還命令通知書(別記様式第13号)によるものとする。

(跡地の管理)

第18条 交付決定者は、周辺的生活環境を損なうことがないよう跡地を適正に管理しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。